



7 会広整監第27号

令和8年3月30日

会津若松地方広域市町村圏整備組合

管理者 室 井 照 平 様

会津若松地方広域市町村圏整備組合

監査委員 齋 藤 浩



定期監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。



## 定期監査結果報告

### 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による定期監査

### 2 監査の対象

会津若松地方広域市町村圏整備組合が令和 6 年度に執行した事務及び工事

### 3 監査の着眼点及び主な実施内容

会津若松地方広域市町村圏整備組合監査基準に準拠し、財務事務及び工事の正確性及び合規性、経営に係る管理の経済性、効率性及び有効性の観点から、関係書類を調査するとともに、所属長から説明を聴取する方法等により監査を実施した。

### 4 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 監査事務局及び会津若松市役所河東支所会議室

(2) 実施日 令和 7 年 6 月 26 日から令和 8 年 3 月 27 日まで

(うち対面監査 令和 8 年 1 月 23 日)

### 5 監査の結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務及び工事が適正に執行されていることが認められたが、一部に次のとおり改善又は検討を要する事項が見受けられた。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、別途措置を促した。

#### (1) 所見

所見を付すべき事項が認められたので、事務事業の遂行に当

たって留意されたい。

水道用水供給事業会計から一般会計への負担金の算出根拠の  
合理性について

【主な問題点】

- ・負担金算出根拠の形骸化

【事案の概要】

会津若松地方広域市町村圏整備組合（以下「整備組合」という。）と、会津若松地方水道用水供給企業団（以下「水企業団」という。）とは、平成21年4月1日に統合しているが、統合年度の平成21年度から令和6年度まで、毎年度585万2,500円が水道用水供給事業会計から整備組合に負担金（以下単に「負担金」という。）として支払われ、整備組合一般会計に繰り入れられている。

【算出根拠の形骸化】

負担金の額については、次のアとイの合計額の2分の1にウを加えて算出されている（計算式（ア＋イ）÷2＋ウ）。

ア 水企業団の議会、監査に係る経費：220万5,000円

イ 水企業団の管理職の変更（部長相当職から課長相当職へ）  
により削減される人件費：150万円

ウ 整備組合に新たに発生する業務経費（水企業団派遣職員  
1名分の年間経費相当額等）：400万円

上記アからウまでの金額については、平成19年度決算ベースで計算されたものであり、以後の社会経済情勢、物価変動（デ

フレーター）及び人件費水準の変動、業務内容の変化を一切反映していないという不作為によって、負担金の額が現状に即したものであるか、著しく不透明で、不適正な状況となっている。

対面監査において、負担金の見直しの必要性について確認したところ、「負担金が減額となれば、当該減額分を水供給の受益者以外の構成町村に負担を求めることとなり、その理解を得られないことから、見直しは困難」との説明があった。

しかしながら、歳出削減の努力をなさず、また構成町村との調整が難しいことを理由として、説明責任を果たさず、不透明で不適正な現状を継続しようとする姿勢は、公金を負担している自治体からの信頼を得られるとは到底思えず、全く理解しがたいものである。

#### 【まとめ】

平成21年4月の組織統合から長期間経過しているにもかかわらず、企業会計から一般会計への負担金支出の算出根拠が更新されていないことは、事務の合理性及び説明責任の観点から看過できない状況にある。

水供給の受益者以外の構成町村への配慮が必要であるならばなおのこと、その負担額には論理的かつ現状に即した正当な積算根拠が不可欠であると思料する。

